

下伊那北部地区活性化に向けて「竜神大橋」の早期完成を

豊丘村議会

「三遠南信自動車道」「リニア中央新幹線」の両整備事業は、県内においては着々と進んでいます。南信州地域では、地域発展のためにこの事業の早期完成が待たれるところです。

また、南信地域広域道路ネットワーク計画や、南信州広域連合で策定する広域的な幹線道路構想においても、下伊那の竜東地区を南北に縦断する「竜東一貫道路」は主要な路線として位置づけられています。その「竜東一貫道路」の先線にて、天竜川を東西に結ぶ豊丘村河野地区と高森町山吹地区間の架橋計画は、この地域の皆さんのがんばりに亘る要望活動の結果、平成29年度に県より事業化が決定され、令和2年度に豊丘村側の橋台と橋脚の工事が完成し、令和3年度には高森町側の橋台と橋脚の工事が完成しました。令和4年度は中央部の橋脚の工事と上部工の一部の発注が予定されていると聞いております。

この地域において「竜東一貫道路」と「国道153号」を結ぶことは、下伊那北部を南北に縦断する主要な3路線（中央自動車道・国道153号・県道伊那生田飯田線）を横断的に結び、当地域の道路網の構築のために必要不可欠な路線であり、整備により下伊那北部地区の活性化が期待され、一日も早い「竜神大橋」の完成が待たれるところです。

つきましては、この「竜神大橋」の早期完成に向け、下記の事項について提言いたします。

記

1. 豊丘村河野地区と高森町山吹地区を結ぶ「竜神大橋」の早期完成と、必要予算の確保に努めること。

天竜川堤防道路を活用したサイクリングロードの整備について

豊丘村議会

長野県においては、平成 31 年 3 月に「長野県自転車活用推進計画」を策定し、「ジャパンアルプスサイクリングロード」事業が進められています。

当地域においても「県道 465 号飯田上郷松川自転車道線」として、既に松川町宮ヶ瀬橋から飯田松川上溝橋までの天竜川右岸が指定されていました。県の施策の下、北部各市町村においても、サイクルステーションの整備や、レンタサイクル事業を進め、市町村の枠を超えた広域におけるサイクルツーリズムによる観光促進に寄与するのもとして、昨年度は天竜川左岸も含めた堤防道路を活用した周遊コースの整備を求める提言をさせていただきました。

この提言に対して、県では天竜川左岸：松川町元大島（宮ヶ瀬橋）から飯田市川路、同右岸：松川町生田（宮ヶ瀬橋）から飯田市龍江までの区間を「（仮称）天竜川周遊サイクリングコース」として天竜川小渋水系県立公園に関する公園計画の変更が令和 4 年 1 月 31 日付で告示されたことは、地域にとってさらに自転車観光への期待が高まるものです。

一方、各市町村を起点にした自転車利用で、地元を再発見する身近な小さな旅は、地元や近隣住民や県外の親子連れなどの需要も見込まれる中、自転車道路標示や、周遊コースと既存の県道との交差点や自動車通行との安全確保が最優先課題です。

つきましては、地域住民の自動車交通との関係で特に自転車利用に配慮した施策を求め、以下のとおり提言いたします。

記

1. 天竜川堤防道路（市町村のサイクルステーションが設定するモデル周遊コース）と県道との交差点部について、減速喚起を促す表示の設置を整備すること。
2. 天竜川堤防道路内に自転車路線表示、標識を整備すること。ことに一般交通との併用区間は、早期に関係機関と調整をし対応願いたい。

小中学校教育体制の支援強化について

高森町議会

豊丘村議会

国では、学校における「働き方改革」の方策の一環として、教員の勤務時間についてガイドラインを定め、時間外勤務時間の上限の目安を、1カ月あたり45時間、1年間あたり360時間としています。しかし、勤務実態はこれに収まる状況ではありません。

一方、文部科学省の報告によれば、平成21年～令和元年の10年間で義務教育の児童生徒は1割減少し、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増しています。これに対し、国は平成20年度から全国で3万人の「特別支援教育支援員」を配置するための地方財政措置をしています。しかしながら、特別支援学級の1クラスの児童生徒数が多くなり、市町村費任用の「特別支援教育支援員」により学習活動が成り立っている現状があります。さらに、通常学級においても、個別に介助・支援が必要な障害を持つ児童生徒も増加しており、「特別支援教育支援員」の助けを必要とする学級が増えています。

また、国・県による「教員業務支援員の配置」は、当該学校での「働き方改革」に大いに役立っています。しかしながら、現在は7学級以上の学校に1人の配置基準のため、6学級以下の学校には配置されていません。

以上のことから、教員の長時間労働が問題化している中、「働き方改革」の一環として、教員の負担軽減のために、以下のことを要望します。

記

1. 「特別支援教育支援員」について、国の地方財政措置とともに県独自の増員配置をすること。
2. 「教員業務支援員」について、全ての学校に必要とする人員を配置するための、県の財政支援をおこなうこと。

学校図書館（室）利活用のための支援強化について

豊丘村議会

学校図書館は、読書だけではなく、広く授業や学習活動に生かしていくことが求められています。

その学校図書館の運営は、司書教諭・学校司書・校務分掌の一つとして学校図書館の担当教職員が対応しています。

司書教諭については、「学校図書館法」第5条第1項において「学校には学校図書館の司書教諭を置かなければならない」と規定されていますが、同法の附則第2項の規定により、11学級以下の規模の学校においては、「当分の間置かないことができる」とされています。

現在多くの学校では、司書教諭の辞令は兼務発令にてされているため、本来の図書館業務の実施は不可能な状態である。司書教諭が図書館業務に専念する時間を確保するためには、授業時間数の軽減などの措置が必要です。

学校司書は、「学校図書館法」第6条第1項において、専ら学校図書館の職務に従事する職員であり、置くように努めなければならないと規定しています。

また、学校図書館整備5カ年計画（第5次）（2017年～2021年）では、小中学校のおおむね1.5校に1名分の学校司書配置として地方財政措置がされています。

さらに学校図書館の利活用は、「学習指導要領」にも位置づけられており、司書教諭・学校司書は学校図書館には欠かせません。

よって、司書教諭・学校司書について、下記のとおり要望します。

記

1. 司書教諭が図書館業務に専念できるよう、授業時間の軽減を図ること。
2. 学校司書は、全ての小中学校に1名配置し、地方交付税措置で賄えない分を県費にて補てんすること。